

茨城工業高等専門学校研究重点教員制度実施規則

平成17年3月9日
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校教員の研究能力向上と研究シーズの育成並びに教員による外部資金導入の促進を図るため、研究活動に重点を置く教員（以下「研究重点教員」という。）を配置する制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(区分)

第2条 研究重点教員を次の2つに区分する。

- (1) 研究能力向上と研究シーズの育成を図る教員
- (2) 外部資金導入の促進を図る教員

(要件)

第3条 前条第1号に定める教員は、次のすべての事項を満たす者とする。

- (1) 准教授、講師、助教又は助手で、本人の希望があること。
 - (2) 研究に対する意欲が認められること。
 - (3) 本科及び専攻科における授業評価アンケートの結果が、授業改善のための講習会を受けなくてはならない値より高い数値であること。
- 2 前条第2号に定める教員は、次のすべての事項を満たす者とする。
- (1) 共同研究、受託研究、科学研究費補助金、又は政府系の各種機構を含む外部団体からの研究助成金等の研究資金導入実績が、過去2ヶ年で合計2件以上あること。ただし、研究助成の目的以外の寄附金は適用しない。
 - (2) 主事補及び副校長補佐、副センター長の校務を2年以上経験していること。
 - (3) 本科及び専攻科における授業評価アンケートの結果が、授業改善のための講習会を受けなくてはならない値より高い数値であること。
- 3 研究重点教員に応募しようとする者は、所属する各系長及び各部長の了承を得て、研究重点教員申請書を校長に提出するものとする。

(任期)

第4条 研究重点教員の任期は、原則2年間とし、4月から研究業務を開始する。ただし、研究推進委員会の許諾がある場合には任期を延長もしくは短縮することができる。また、本人の希望により当初から任期を1年間とすることもできる。

2 特別の事情により年度途中において研究重点教員を希望する場合、第8条の審査を経て研究業務開始時期を変更することができる。ただし、任期は前項に従うものとする。

(義務)

第5条 第2条第1号に定める教員は、任期期間中、2報以上（任期1年の場合は1報以上）の査読つき論文を学会誌、商業誌、又は国際会議等に投稿し、その後1年以内に受理されるものとする。

2 第2条第2号に定める教員は、任期期間中、毎年度50万円以上、或いは2年契約で100万円以上の外部資金導入を行うものとする。

(免除)

第6条 校長は、研究重点教員本人の申請により、校務分担、クラス担任、各種委員会及び専門部会の委員及び部会員、並びに宿日直の業務を減免させることができる。

2 各系長及び各部長は、研究重点教員の教育・研究等の執務状況に応じて、各系及び各部業務を減免することがで

きる。

(運用)

第7条 研究重点教員に対する優遇或いは責務については、次の各号に基づき運用するものとする。

- (1) 第2条第1号に定める教員には、本人の申請により、学内の研究推進経費或いは特別予算等の優先的な配分を考慮する。
- (2) 第2条第2号に定める教員には、本人の希望により、専攻科棟3階の地域共同テクノセンターが管理する実験室の優先的使用を認めるものとする。
- (3) 研究重点教員は、任務の期間中、研究推進委員会委員としての責務を担う。

(審査)

第8条 研究重点教員の選考は、研究推進委員会で審査するものとする。

- 2 前項の審査は、翌年度の研究重点教員について、原則毎年11月末までに行うものとする。
- 3 既に選考され、研究業務を継続している者については、毎年、年度末に審査を行い、継続か否かを毎年決定し、継続が不適当な場合は任期途中であっても継続を打ち切るものとする。
- 4 一度研究重点教員に選任された者は、任期終了後、3ヶ年以上の間において再び応募できるものとする。
- 5 特別の事情により年度途中において研究重点教員を希望する場合は、募集時期にかかわらず、その緊急性を明記した上で申請を行うことができるものとし、委員長がその緊急性を認めた場合に限り、研究推進委員会で審査することができる。ただし、第6条に示された業務の減免については、選考された後、宿日直の業務は3ヶ月後から、その他の業務は次年度からの適用とする。

(協議)

第9条 上記各条項に該当しない事例が発生した場合は、関係者で協議の上、適切に対応するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、研究重点教員制度の実施に関し必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月9日から施行する。